

# 令和5年度

# 自主防災組織のしおり



船橋市 危機管理課

# 目 次

## 自主防災組織の概要

・はじめに	1ページ
・自主防災組織とは	1ページ
・コミュニティ活動の一環	2ページ
・自主防災組織の結成	2～3ページ
・防災計画の作成	3ページ
・日常の活動	4ページ
・非常時の活動	4～5ページ

## 船橋市からの助成制度

・自主防災組織補助金	6ページ
・防災土及び災害救援ボランティア育成事業補助金	6ページ
・排水栓、消火栓を使用したスタンドパイプ等消火資機材貸与	7ページ

## 自主防災組織補助制度の概要

・補助金の種類と補助金額	8ページ
・世帯数に応じた活動補助金の上限額	9ページ
・補助対象となる防災資機材	9ページ
・活動補助金の交付要件となる防災訓練	10ページ

## 補助金の申請方法・申請書類

・申請期間、申請方法、申請書類の一覧	11ページ
--------------------	-------

## 「補助金の申請からお支払まで」の流れ

・「補助金の申請からお支払まで」の流れ	12ページ
---------------------	-------

## 申請書類の記入例

・船橋市自主防災組織補助金交付申請書（第1号様式）	13ページ
・防災資機材購入一覧表	14ページ
・領収書	15～16ページ
・防災訓練実施報告書	17ページ
・防災部会規約	18～19ページ
・任務分担計画書	20ページ
・年度事業計画書	21ページ
・承諾書	22ページ

・自主防災組織補助金申請のQ&A	23～25ページ
・自主防災組織補助金申請チェックリスト	26ページ

## ・・・・・自主防災組織の概要・・・・・

### はじめに

船橋市を含む南関東地域では、M7クラスの首都直下地震が今後30年間に発生する確率が70%（地震調査委員会調べ）と予測されております。

また、令和元年度には、台風第15号、第19号等により、幸いにも人命に関わる被害はありませんでしたが、多くの方の家屋等が被害にあい、日頃からの災害に対する備えの重要性がより一層高まっています。

大規模な災害が発生した場合に、その被害の拡大を防ぐには、国や自治体が行う対策「**公助**」だけでは限界があります。住民自身が自らの努力で守る「**自助**」とともに、地域や近隣の人たちが互いに協力しながら組織的に防災活動に取り組む「**共助**」が重要です。

自主防災組織の組織率（全国）は、平成7年の43%から令和3年には84%へと増加し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識や取り組みが広がりました。

しかしながら、自主防災組織の運営や活動において、高齢化や昼間の活動要員や住民の意識不足などが課題として指摘されています。

こうした課題を解消し、大規模な災害時に備えるためにも、地域の様々な団体等と連携し、地域の力を結集した取り組みを進め、防災力を一層向上していく必要があります。

この補助制度が、**自主防災組織のさらなる活動の活性化**や、**新たな自主防災組織の結成の一助**として活用されることを期待しています。



### 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「**自分たちの地域は、自分たちで守る**」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成された組織です。

大地震が発生した場合、消防をはじめとする防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行いますが、災害時には防災関係機関の活動は著しく困難になる事が予想されます。

このような中で、災害による被害を最小限に食い止め、**地域住民自らが、災害の初期段階で防災活動を行う事が**大変重要になります。また、高齢者や障害者等の災害時に特に配慮が必要な「要配慮者」に対して、誰よりも早く支援の手を差し伸べられるのは地域の方々です。

このように「自主防災組織」には、日頃から地域の防災訓練などを通じ、いざというとき、一体となって地域の方々の避難支援や救出救護活動等をすることが期待されています。

## コミュニティ活動の一環

「向う三軒両隣」の近所付き合いがあった昔の生活とは違い、現在の私達の生活は、住民相互のふれあいの機会が少なくなり、**近所の連帯意識が希薄になっている**と言われています。

そこで、地域の人々が手をつないで輪を広げ、集団生活を通じて心の通い合う生活環境を実現するための「コミュニティ活動」が期待されています。防災組織づくりもその一つで、町会・自治会及びマンション管理組合で防災組織づくりを推進していくことが、災害に強い町づくりにもつながります。



## 自主防災組織の結成

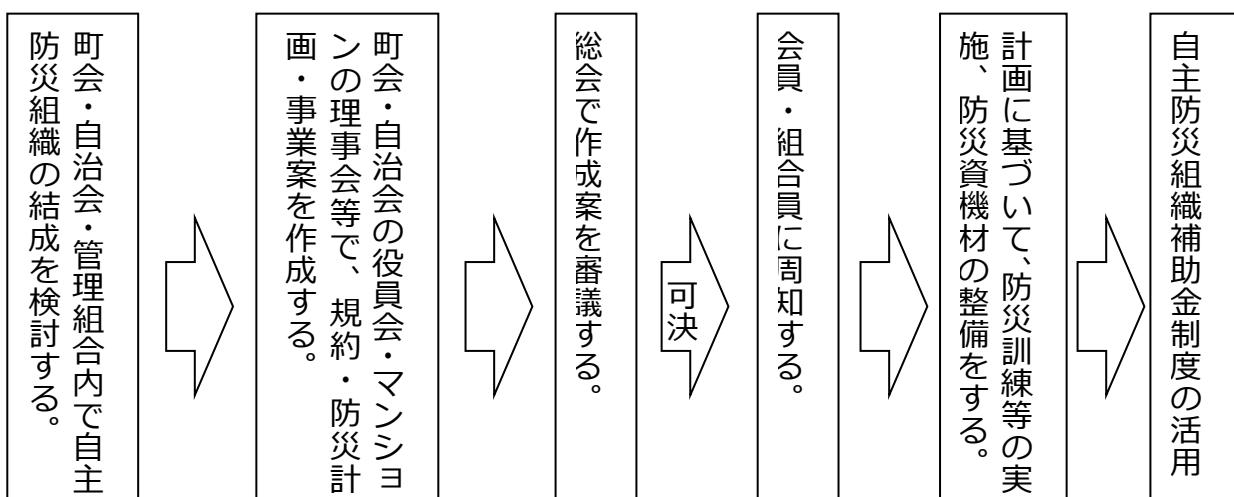
地域の実情などにより、自主防災組織の規模も変わります。

地域のみなさんが、防災活動を行う場合に、お互いに協力して「私たちのまちを守る」という連帯感と日常生活上的一体性を有し、活動を行うことが望ましいと考えられます。

具体的には、地域の互助やコミュニティ活動等を主な目的としている町会・自治会が主体となり結成や活動していくことが望されます。

- 町会・自治会及びマンション管理組合での結成に向けた具体的なご相談は、船橋市危機管理課まで、ご連絡ください。（電話：047-436-2039）
- 町会・自治会・マンション管理組合で、次の手順一例により組織の結成を進めましょう。

## 結成までの手順一例



※あくまで一例なので、町会・自治会等の実情に合わせた手順で進めましょう

### 防災計画の作成

自主防災組織として、日頃からどのような対策を進めるか、災害時はどう活動するかなど、地域の実情に合わせて具体的な防災計画を作りましょう。

#### (留 意 点)

- ◇効果的な組織作りのためには、**役割分担を明確**にします。
- ◇活動を継続していくためには、**良きリーダー**が必要になります。  
リーダーを中心に地域の方々が一つにまとまるように、協力していくことが大切です。
- ◇地震は、いつ発生するかわかりません。昼と夜とでは、地域内の状況も異なることなど、**いろいろな場合を想定して具体的に計画を立てておく**ことが大切です。
- ◇組織の結成や活動を継続するにあたっては、**多様な立場の人々の意見が反映する**ことが望ましく、女性や若い世代などの参画を促すことが大切です。

### « 自主防災組織の班編成と役割（例） »

- 情報班 情報の収集・伝達、広報活動
- 消火班 火災予防、防火広報、出火時の初期消火
- 救護班 資機材の整備、災害時負傷者等の救出と救護活動
- 避難誘導班 避難経路の確認、住民の的確な避難誘導
- 要配慮者支援班 要配慮者への情報伝達、避難所環境の配慮
- 給食・給水班 水、食料等の配分、炊き出し等の給食給水活動



※上記の班編成は一例なので、町会等の実情に合わせた班編成にしましょう

## 日常の活動

### ＜防災について正しい知識を身につけることが大切！＞

いざというときに、地域のみなさんが、効果的に活動できるかどうかは、日頃から正しい知識を持っているかどうかです。

そのためには、自主防災組織としてあらゆる機会をとらえて、地域防災力を高め合えるよう知識の習得に努めることが大切です。

### ＜いざという時に備えて訓練を行う＞

大地震が発生したとき、私達の心体はなかなか思うように動かないものです。落ちついて行動がとれるよう、必要な知識や動きを身につけましょう。

市では、地域の自主防災組織等の参加による総合防災訓練を年に一回、主に小・中学校を会場に実施しており、多くの町会・自治会等の参加を呼び掛けています。

### ＜家の中の安全対策＞

大地震が発生したとき、倒れると大きな被害を引き起こす大きな家具等は、いざ避難しようとするときに出口をふさぐようなこともあるため、日頃から家具を固定するなどの安全対策が必要です。

そのため、自主防災組織は、日頃から地域住民に対して自宅内の安全対策を取るように呼びかけましょう。

**※家具転倒防止器具は自主防災組織補助金の補助対象となる防災資機材（9ページ一覧参照）ですので是非ご活用ください。**

## 非常時の活動

### ＜情報収集・伝達・広報活動＞

災害が発生する恐れがあるときや発生した場合に、的確な予防・応急体制をとるには、正確な情報を迅速に集めて伝達することが必要です。伝達経路として「自主防災組織」の果たす役割は非常に重要です。

### ＜初期消火活動＞

過去の大地震の教訓として、地震による被害の中で恐ろしいのは火災の同時多発です。最初の揺れが大きくて火の始末ができなくても、地震の揺れは1～2分間と言われていますから、揺れがおさまってから素早く火の始末をしましょう。

仮に出火した際には、「火事だ！」と大声で叫び、初期消火が可能（無理はしない！）ならば隣近所の人達の協力を求め、消火器、バケツ等で初期消火します。

そして、何よりも「119番」（消防署）に連絡してください。

### ＜避難誘導活動＞

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、市では、市民の生命、身体に危険が生じると判断した時は、避難指示等を発令します。

避難活動は、次のことに注意して行いましょう。

- 1 避難情報は、地域内のすべての人に正確かつ迅速に伝達します。
- 2 避難誘導責任者の指示に従って、まとまって行動します。
- 3 地域内の避難行動要支援者を優先し、避難誘導します。

## <災害時の避難施設の種類について>

- ◇一時避難場所 災害発生時、一時的に避難する場所（学校の校庭や公園等）
- ◇広域避難場所 地震等の災害発生時、市街地火災等による延焼の危険性から身の安全を守るために、一時的に避難する十分な広さを有する場所
- ◇宿泊可能避難所 一時的に仮宿泊ができる屋内施設（小中学校等）
- ◇福祉避難所 高齢者や障害者等の災害時の避難生活に支援を必要とする方を受け入れる屋内施設（公民館等）
- ◇津波一時避難施設 津波警報が発令された時、海から遠い高台まで避難する時間がない時などの緊急時に身の安全を確保する施設
- ◇帰宅困難者支援施設 帰宅困難者へ水やトイレ、休憩場所、情報提供等を行う施設

## <救出・救護活動>

地震等の災害により負傷者が出了した場合、これらの人を救出し救護する必要があります。市では、大規模な災害時、災害医療協力病院前に病院前救護所を設置し、負傷者のトリアージ※及び軽傷者の治療を実施します。

※災害等で大勢の負傷者が発生した際に、重症度によって治療の順番を決めること

### (留意点)

- ◇資機材を有効に活用するとともに、必要と認められるときは、速やかに消防機関等に出動を要請する。
- ◇状況に応じて、周囲の人へ協力を求める。
- ◇負傷者を救出し、自分達で応急手当を施した後は、必要に応じ直ちに病院前救護所へ搬送する。

## <給水活動>

大規模な災害が発生した場合は、食料品、飲料水、生活用品が不足することが考えられます。各家庭において、最低3日分は生活ができる飲食物を用意しておきましょう。

市では現在、市立小中学校、船橋特別支援学校、市内高校・大学（一部）、公民館、老人福祉センター及び防災倉庫（コンテナ型倉庫を含む）等に資機材等を備蓄し、生活用水等の確保のため防災用井戸を市内28箇所に設置しております。

また、市立小中学校、高等学校、公民館などの受水槽に給水栓を設置し、飲料水の確保をすすめています。さらに、1.7tの水が積載可能な給水車を2台保有しており、非常時の給水活動に備えております。

## ・・・船橋市からの助成制度・・・

### **自主防災組織補助金**

#### ＜目的＞

この補助制度は、地域の防災の中核である自主防災組織に補助金を交付することにより、防災資機材の整備を促進し、地域の自主防災体制の確立に貢献することを目的としています。

#### ＜補助の対象となる自主防災組織＞

市内の町会・自治会・マンション管理組合を単位として結成された自主防災組織が対象です。

※マンション管理組合については、「自治会等に加入していないマンション管理組合」又は「マンションの住民のみで結成された自治会等に加入しているマンション管理組合」に限り対象となります。

詳しい申請方法等は8ページ以降をご確認ください。

### **防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金**

#### ＜目的＞

防災士<sup>※1</sup>及び災害救援ボランティア<sup>※2</sup>（以下「防災士等」という。）を育成するため、防災士等の資格を取得しようとする者に、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手を育成し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上に寄与することを目的とします。

#### ※1 防災士

地域社会の様々な場において、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、そのための十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人「日本防災士機構」の認証登録を受けた者。

#### ※2 災害救援ボランティア

災害予防、災害対応、災害復興の担い手となる者で、災害救援ボランティア推進委員会が行う講座を受講し、セーフティリーダー（SL）として認定された者。

#### ＜補助対象者＞

本市在住の自主防災組織の構成員で、自主防災組織の代表者から推薦された方。

※1つの自主防災組織につき防災士、災害救援ボランティアそれぞれ1名ずつ。

**※申込する場合は、申込前に危機管理課までご連絡ください。**

**資格取得又は認定を受けてから申請する場合、募集人員の上限等により交付できないことがあります。必ず申込みをしてから受講してください。**

補助金についてご興味のある方は、危機管理課（TEL：047-436-2039）までお問い合わせください。

## **排水栓、消火栓を活用したスタンドパイプ等消火資機材貸与**

### **<目的>**

市では、地震災害に伴う火災による被害を低減するため、排水栓、消火栓を使用した初期消火活動の推進を図っています。排水栓・消火栓を使用することにより、木造住宅の密集した地域や道路の狭い地域において、迅速な初期消火活動が可能になります。

市では、この活動を普及させるため、平成28年度から自主防災組織への必要な資機材の無償貸与を実施しています。

### **<補助の対象となる自主防災組織>**

- ①町会・自治会で自主防災組織を結成していること
- ②町会・自治会内に排水栓（水道管の口径75mm未満は除く）・消火栓が設置されていること
- ③資機材の保管場所（施錠可能な倉庫や会館等）を自主防災組織で確保していること
- ④排水栓、消火栓及びスタンドパイプ等消火資機材の操作人員が5人以上確保できること
- ⑤貸与後、年に1回以上、消防職員立会いのもとで資機材の操作等の訓練を行うこと※

※消防訓練の受付・実施につきまして、最寄りの消防署へお問い合わせください。



ご興味のある方は、『排水栓・消火栓を活用したスタンドパイプ等消火資機材貸与について』をご参照の上、危機管理課（TEL：047-436-2039）までお問い合わせください。

# ・・・・・自主防災組織補助金制度の概要・・・・・

## 補助金の種類と補助金額

「結成補助金」と「活動補助金」の2種類があり、いずれも**防災資機材の購入に対して補助金を交付**します。

### 1. 結成補助金

町会・自治会またはマンション管理組合が、新規に自主防災組織を結成した場合、9ページの「補助対象品目の購入に要した額（**上限額7万円**）」を交付します。ただし、以前に自主防災組織を結成したことがある場合は除きます。

交付額は100円未満を切り捨てた額になります。

結成してから1回限り申請が可能です。

なお、危機管理課に防災部会規約、任務分担計画書、年度事業計画書を提出することで、自主防災組織の結成となります。

また、結成補助金は、次の活動補助金と併せて申請することが可能です。

### 2. 活動補助金

自主防災組織が、10ページにある市が認めた防災訓練を行い、防災訓練実施報告書を提出した場合、9ページの「補助対象品目の購入に要した額の**3分の2**に相当する額」と9ページの「世帯数に応じた上限額」の**いずれか低い額を交付**します。

交付額は100円未満を切り捨てた額になります。

申請は、防災訓練を実施した年度ごとに1回限り可能です。

結成補助金と併せて申請する場合は、補助対象品目の購入に要した額から結成補助金額を引いた額が活動補助金の補助対象経費になります。

防災訓練実施報告書の詳しい書き方は17ページをご参照ください。

#### «活動補助金交付額の例»

例) 150世帯が加入している自主防災組織が、合計50,000円の防災資機材を購入した場合

- ①50,000円の3分の2÷33,333円→33,300円（100円未満切り捨て）
  - ②150世帯の場合の上限額→35,000円
- ⇒①と②を比べて、低い額である①33,300円が交付額となります。

**※補助金で購入した資機材について、以下の年数を過ぎる前に処分等を行った場合は、市に補助金を返還していただく場合があります。**

- ・防災倉庫：15年
- ・電動の防災資機材：5年
- ・主として金属製の防災資機材：5年
- ・その他の資機材：2年

上記の年数を経過しても補助金の交付目的に反して（防災以外の用途）の使用等は認められません。

**※補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類は、翌年度から10年間保管してください。**

## «世帯数に応じた活動補助金の上限額»

世帯数	上限額
100世帯以下	20,000円
101世帯～300世帯	35,000円
301世帯～500世帯	50,000円
501世帯～700世帯	65,000円

世帯数	上限額
701世帯～1,000世帯	80,000円
1,001世帯～2,000世帯	95,000円
2,001世帯～3,000世帯	110,000円
3,001世帯以上	125,000円

## «補助対象となる防災資機材»

救出・救護・避難用具	給食・給水用具	情報収集・伝達用具
バール	鍋	トランジスタメガホン
ジャッキ	かまど	トランシーバー
のこぎり	コンロ	ハンドマイク
スコップ	備蓄燃料	ラジオ
つるはし	調理器具	ホイッスル
ハンマー	食器	
斧	炊飯袋	
チェーンソー	浄水用具	
工具セット		
はしご	消火用具	被服・標識
懐中電灯	消火器（詰替え含む）※1	ヘルメット
ロープ	消火器格納庫	防塵マスク、ゴーグル
ビニールシート	バケツ	腕章
テント	ホース	防災服
寝袋	可搬型小型動力ポンプ	避難誘導旗
災害用マット	組立水槽	
毛布	投てき水パック	
簡易トイレ	食料・医薬品	その他
災害用トイレ用品	備蓄食料	スコッチコーン（バー・重しを含む）
トイレットペーパー	備蓄飲料水	家具転倒防止器具
ウェットティッシュ	飲料水保存容器	感震ブレーカー
担架	備蓄医薬品	凍結防止剤（融雪剤）
三角巾	倉庫	乾電池
軍手	防災用資機材倉庫※3	ビニール袋（ごみ袋を含む）
車椅子	倉庫用の棚	粘着テープ
リヤカー	倉庫の鍵（合鍵を含む）	防災マップ（作製経費を含む）
発電機	ロック（倉庫の土台用）	雪かき用具
発電機用携行缶		小型除雪機
投光器		
ランタン（非常用ろうそくを含む）	その他市長が必要と認めたもの※2	
コードリール		
土のう		

※1 消火器の廃棄費用（リサイクルシール代を含む）は、補助の対象外です。

※2 上記に記載のない防災資機材については、危機管理課までご相談ください。

※3 防災用資機材倉庫については、購入前に一度ご相談ください。

※4 配送料及び購入に係る手数料（振込手数料等）に関しては補助の対象外です。

## <活動補助金の交付要件となる防災訓練>

活動補助金を申請する場合、申請前に防災訓練を行い、防災訓練実施報告書を提出する必要があります。

## <防災訓練の例>

### ①市職員による防災指導

#### ◆地震体験

地震体験車により、最大で震度7の揺れまで体験していただき、地震に対する心構えを指導します。

#### ◆煙中体験

煙が充満したテント内で歩行体験をしていただき、火災時の避難方法について指導します。

※空きのある日については、随時、危機管理課の窓口または電話にて、先着順で予約を受付しています。

翌年度の防災指導の予約抽選日、抽選方法については、時期が近づきましたら、広報ふなばし等でお知らせします。

### ②総合防災訓練

市内の小中学校等を会場とした総合防災訓練を行います。令和5年度の総合防災訓練は11月26日（日）に実施予定です。

### ③まちづくり出前講座（防災講座）の受講

市民の皆さまの学習活動に役立てていただくため、皆さまの学習会や集会に市の職員等が講師として出向き、市の事業や施策などについてご説明する事業です。

まちづくり出前講座を通して防災講座を受講された場合が対象となります。

※お申し込み・お問い合わせにつきましては、教育委員会社会教育課（047-436-2895）へお願いします。

### ④自主防災組織等で独自に行う防災訓練

- ・初期消火訓練
- ・備蓄品取扱訓練
- ・備蓄品整備、点検訓練
- ・避難訓練
- ・避難所運営訓練（HUGを含む）
- ・情報収集、伝達訓練
- ・炊き出し訓練
- ・救出、応急救護、搬送訓練等

※訓練実施の際は訓練の詳細が分かる資料等（任意の様式）を作成し、危機管理課へ提出して下さい。

### ⑤その他、市長が認めるもの

上記以外にも、防災訓練として当てはまるものがあれば、危機管理課にご相談ください。



地震体験車（なます号）



煙中体験のテント

# ・・・・・補助金の申請方法・申請書類・・・・・

**申請期間：令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで**

申請方法：下記の申請書類を危機管理課まで、持参または郵送にて提出してください。

◆窓口に提出する場合（提出先）

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ受付します）

受付場所：船橋市役所 本庁舎9階 危機管理課

（船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所では受付していません）

◆郵送で提出する場合（郵送先）

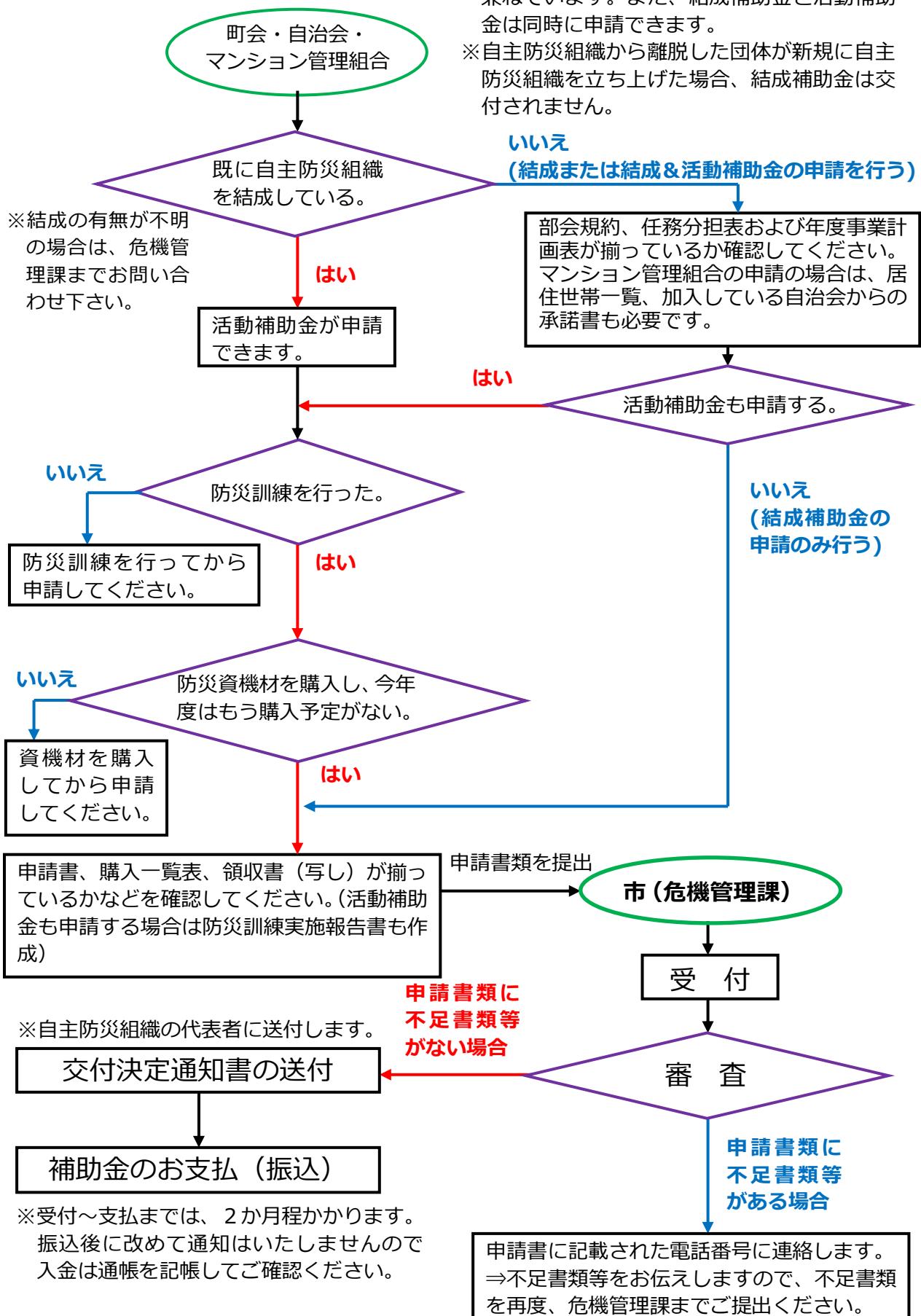
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所 危機管理課 宛て

**<申請書類一覧> 申請書類の記入方法については、13～24ページをご参照ください。**

チェック欄	提出書類	参照ページ
↓ 活動補助金のみ申請する場合は、①～④の書類を提出してください。		
<input type="checkbox"/>	①船橋市自主防災組織補助金交付申請書（第1号様式）	13ページ
<input type="checkbox"/>	②防災資機材購入一覧表	14ページ
<input type="checkbox"/>	③防災資機材の購入に要した費用に係る領収書の写し （領収書の但し書に、具体的な品目名・個数・金額の明記が必要） ※品目が多数の場合は、内訳が記載された書類（請求書・納品書・レシート等）のコピーを併せて提出してください ※宛名が無い簡易領収書（レシート）や銀行の振込証明書は、 領収書の代わりとしては認めません ※代金引換の際の宅配業者の領収書では不可	15～16ページ
<input type="checkbox"/>	④防災訓練実施報告書	17ページ
↓ ⑤は、マンション管理組合で申請する場合のみ必要です		
<input type="checkbox"/>	⑤マンション管理組合居住世帯一覧（任意様式）	
↓ 結成補助金を申請する場合は、下記⑥～⑧の書類も必要になります。 (活動補助金のみ申請する場合は不要です)		
<input type="checkbox"/>	⑥防災部会規約（自主防災組織の規約）	18～19ページ
<input type="checkbox"/>	⑦任務分担計画書	20ページ
<input type="checkbox"/>	⑧年度事業計画書	21ページ
↓ 自治会に加入しているマンション管理組合が新規に自主防災組織を結成する場合は、下記⑨の書類も必要になります。		
<input type="checkbox"/>	⑨加入している自治会からの「承諾書」	22ページ

**最後のページに補助金の申請書類のチェックリストがございますので、  
書類を提出する前にご確認ください。**

## ・・・「補助金の申請からお支払まで」の流れ・・・



## 船橋市自主防災組織補助金交付申請書

令和 5年〇〇月〇〇日

船橋市長 あて

自主防災組織名  
○○○○町会防災部会  
住所  
船橋市湊町2-10-25  
代表者氏名  
防災 太郎  
電話番号  
047-436-2039

自主防災組織補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 結成補助金申請額	〇〇, 〇〇〇 円	自主防災組織を新規結成後に「防災資機材の購入に要した額(100円未満切り捨て)」と「70,000円」のいずれか低い額 ※申請できるのは結成してから1回のみです
2. 活動補助金申請額	〇〇, 〇〇〇 円	「防災資機材の購入に要した額(結成補助金申請額を除く)の2/3相当の額(100円未満切り捨て)」と「世帯数に応じた上限額(裏面参照)」のいずれか低い額
3. 交付申請合計額	〇〇, 〇〇〇 円	「1 の合 4月1日時点の世帯数を記入して ください。 ※裏面に計算例を掲載しております。

加入世帯数(補助金の交付を申請する年度の4月1日時点)	〇〇〇 世帯
-----------------------------	--------

免税事業者(前々年度の売上1,000万以下)の場合、必ずチェックしてください。  
消費税を補助金交付額を算定する場合、下記にチェックをお願いします。

当自主防災組織は、免税事業者であり消費税の確定申告の義務はありません

どちらかを○で囲んでください。

銀行名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
口座種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
カナ名義	〇〇〇〇チヨウカイカイチヨウ ホウウサイ タロウ		
口座名義	〇〇〇〇町会会長 防災 太郎		

(1) 結成補助金申請時の必要書類

規約、任務分担計画書、事業計画書、防災資機材購入

防災資機材の購入に要した費用に係る領収書の写し

口座番号は、7ヶタになるように  
記入してください。

(2) 申請書類の記入事項

補助金の申請は、1年度に1度しかできませんのでご注意ください。

告書

# 防災資機材購入一覧表

記入例

(品名のわかる領収書の写しを添付してください)

自主防災組織名 ○○○○防災部会

領収書計 5 枚は自主防災組織の防災活動のために購入したもので間違いありません

救出・救護・避難用具	
領収書	品目
	バール
	ジャッキ
	のこぎり
	スコップ
	つるはし
	ハンマー
	斧
	チェーンソー
	工具セット
	はしご
✓	懐中電灯
	ロープ
	ビニールシート
	テント
	寝袋
	災害用マット
	毛布
	簡易トイレ
✓	災害用トイレ用品
	トイレットペーパー
✓	ウェットティッシュ
	担架
	三角巾
	軍手
	車椅子
	リヤカー
✓	発電機
	発電機用携行缶
	投光器
	ランタン（非常用ろうそくを含む）
	コードリール
	土のう

給食・給水用具	
領収書	品目
	鍋
	かまど
	コンロ
	備蓄燃料
	調理器具
	食器
	炊飯袋
	浄水用具

情報収集・伝達用具	
領収書	品目
	トランジスタラジオ
	トランシーバー
	ハンドマイク
	ラジオ
	ホイッスル

消防用具	
領収書	品目
	消火器（詰替え含む）
	消火器格納庫
	バケツ
	ホース
	可搬型小型動力ポンプ
	組立水槽
	投げき水バック

被服・標識	
領収書	品目
	ヘルメット
	防塵マスク、ゴーグル
	腕章
	防災服
	避難誘導旗

食料・医薬品	
領収書	品目
✓	備蓄食料
✓	備蓄飲料水
	飲料水保存容器
	備蓄医薬品

その他	
領収書	品目
	スコッチャーン（バー・重しを含む）
	家具転倒防止器具
	感震ブレーカー
	凍結防止剤（融雪剤）
✓	乾電池
	ビニール袋（ごみ袋を含む）
	粘着テープ
	防災マップ（作製経費を含む）
	雪かき用具
	小型除雪機

倉庫	
領収書	品目
	防災用資機材倉庫
	倉庫用の棚
	倉庫の鍵（合鍵を含む）
	ブロック（倉庫の土台用）

上記にないもので、防災資機材を購入した場合、下記表に使用目的を明確に記入してください。

品名	数量	単位	目的
防災チラシ	100	部	各世帯へ配布し、防災意識向上を図るため
マグネットステッカー	50	枚	各家庭に配り、避難時に扉に貼って安否を確認するため

送料・手数料等は含まれませんので  
ご注意ください。

補助対象経費合計額 ○○,○○○ 円

## 領収書例

取入 印紙	領 収 書	申請年度内の日付の ものが対象です。 年 月 日
<p><u>〇〇町会防災部会 様</u> 金額 ￥ <u>〇,〇〇〇円</u> 但 <u>〇〇〇〇代</u></p>		<p>宛名は、自主防災組織、町会・自治会（自治振興課に届けている正式名称）、マンション管理組合（管理組合で自主防災組織を結成した場合に限る）名義のものが対象になります。 <u>個人名義のものは、補助対象外です。</u></p>
		<p>但書に、具体的な「品目名」と「個数」と「金額」を記入してもらってください。 <u>品目が多数の場合は、内訳が記載された請求書や納品書またはレシート等のコピーも併せて添付してください。</u></p>
		<p>〇〇××会社 社印</p>

レシートと領収書が一体となっているもの

領収書 <u>〇〇町会防災部会 様</u> ￥ <u>〇,〇〇〇円</u> 2023年5月×日 △△□□会社	△△□□会社 2023年5月×日 備蓄食 ￥〇〇×50個 備蓄水 ￥〇〇×10個 内税！！！円
---	---

### 領収書（写し）の提出における留意点

- 宛名欄の無い簡易領収書（レシート）では、代用できません。
- 金融機関の振込証明書や運送会社の領収書では、基本的には代用できません。  
原則、購入先の領収書が必要になります。  
(購入先に事情を説明していただき領収書を発行してもらうようお願いします。)
- 同一の領収書の中に、補助対象と補助対象以外の購入品が混ざっている場合は、領収書（写し）とともに、購入の内訳が記載された請求書や納品書またはレシート等のコピーも併せて添付してください。
- 申請に係る領収書が複数枚あるときは、全て添付してください。

## «インターネットを利用して購入した場合の領収書の発行について»

近年、インターネットで防災資機材を購入される自主防災組織が増えてきており、それに伴い、領収書の発行についてご質問が多く寄せられていることから、参考にAmazonジャパン株式会社が運営するインターネット上のECサイト「Amazon.co.jp」で購入した場合の領収書の発行について掲載します。（Amazon.co.jp以外で購入された場合は、領収書の発行等につきまして各購入先業者にお問い合わせください。）

領収書は、商品発送後にAmazon.co.jpのホームページ上の「アカウントサービス」の『注文履歴』に表示されますので、表示された領収書を印刷してご利用ください。

ただし、下記のとおり支払い方法によっては、領収書が表示されない場合があります。

コンビニ、金融機関、代金引換等で支払いを行い、領収書が発行されない場合は、Amazon.co.jpのホームページのアカウントサービスに表示されます『購入明細書』と商品納品時に同梱される『納品書』の2点を提出してください。

○料金支払い方法別の領収書の発行について（Amazon.co.jpのホームページから転載）

お支払い方法	請求書の種類	宛名
クレジットカード、携帯決済、Paidy翌月払い、Amazonギフト券、Amazonポイント、パートナーポイント	注文履歴に表示されます。	宛名欄が空欄になっているので、印刷後にご自身で氏名や会社名をご記入ください。
コンビニ・ATM・ネットバンキング・電子マネー払い	Amazon.co.jpでは領収書を発行できません。お支払い先のコンビニや銀行が発行する領収書やご利用明細票をご利用ください。商品に納品書が同梱されている場合は、そちらもあわせてご利用ください。 PCサイトの注文履歴には、購入明細が表示されます。	店舗により、アカウントに登録されたお名前が領収書に記載される場合と宛名が記載されない場合があります。
代金引換	Amazon.co.jpでは領収書を発行できません。配送業者が発行する領収書をご利用ください。配送業者の領収書は外箱に貼付されています。商品に納品書が同梱されている場合は、そちらもあわせてご利用ください。 PCサイトの注文履歴には、購入明細が表示されます。	お届け先ご住所に登録されているお名前が領収書に記載されます。領収書に会社名を記載したい場合は、ご注文の際、お届け先を会社のご住所にしてください。領収書発行後の宛名の変更はできませんのでご注意ください。

（令和5年4月 現在の情報ですので、上記情報については変更になる場合がございます。）

## 防災訓練実施報告書（書式）

記入例

## 防災訓練実施報告書

令和5年〇〇月〇〇日

船橋市長 あて

自主防災組織名

〇〇〇〇町会防災部会

住 所

船橋市湊町2-10-25

代表者氏名

防災太郎

電話番号

047-436-2039

令和5年度における防災訓練について、下記に示すとおり実施したことを報告します。

記

実施した防災訓練	実施日時	訓練内容
<input checked="" type="checkbox"/> 市職員による防災指導（地震体験・煙中体験）	令和5年4月16日	
<input type="checkbox"/> 総合防災訓練への参加	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> まちづくり出前講座（防災講座）	令和 年 月 日	
<input checked="" type="checkbox"/> 独自に行う防災訓練	令和5年7月1日	・備蓄品取扱訓練と点検を9名で実施
	令和5年10月1日	・初期消火訓練を5名で実施
	令和5年12月1日	・避難訓練を7名で実施
	令和 年 月 日	
該当する方に○を記してください。 公開してもよいとお答えいただいた報告書については、フェイスブックや船橋市公式ツイッター等にて発信していくことを検討しております。	訓練 集、伝達訓練 式)を作成し、	
フェイスブック 		
船橋市公式ツイッター 		
報告書公開の 意向	る方を丸で囲んで下さい。)	資料やホームページ等で公開してもよろしいですか。（希望す ・ 公開してもよい ・ 公開しないでほしい

## 防災部会規約

(名 称)

第1条 この会は、**○○町会(管理組合)** 防災部会（以下「部会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本部会の事務所は、**防災部会長宅（自治会館）** に置く。

(目的)

第3条 部会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震、火災、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業及び防災計画)

第4条 部会は前条の目的を達成するため、防災計画を定め次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他部会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 部会は、**○○町会(管理組合)** 内の全世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 ○人
- (3) 班 長 ○人
- (4) 監査役 ○人

- ・網掛け部分が各町会・自治会、マンション管理組合にご記入いただく個所です。
- ・これは、あくまで例ですので、各町会等の実態に合わせて変更して構いません。
- ・この規約の提出は、結成初年度のみで結構ですが、自主防災組織内で引継を行うようお願いします。

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 部会長は、部会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 監査役は、会の会計を監査する。

(総 会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、部会長が召集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(会 費)

第9条 部会の会費は、**〇〇町会(管理組合)の会費、その他の収入**をもってこれにあてる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

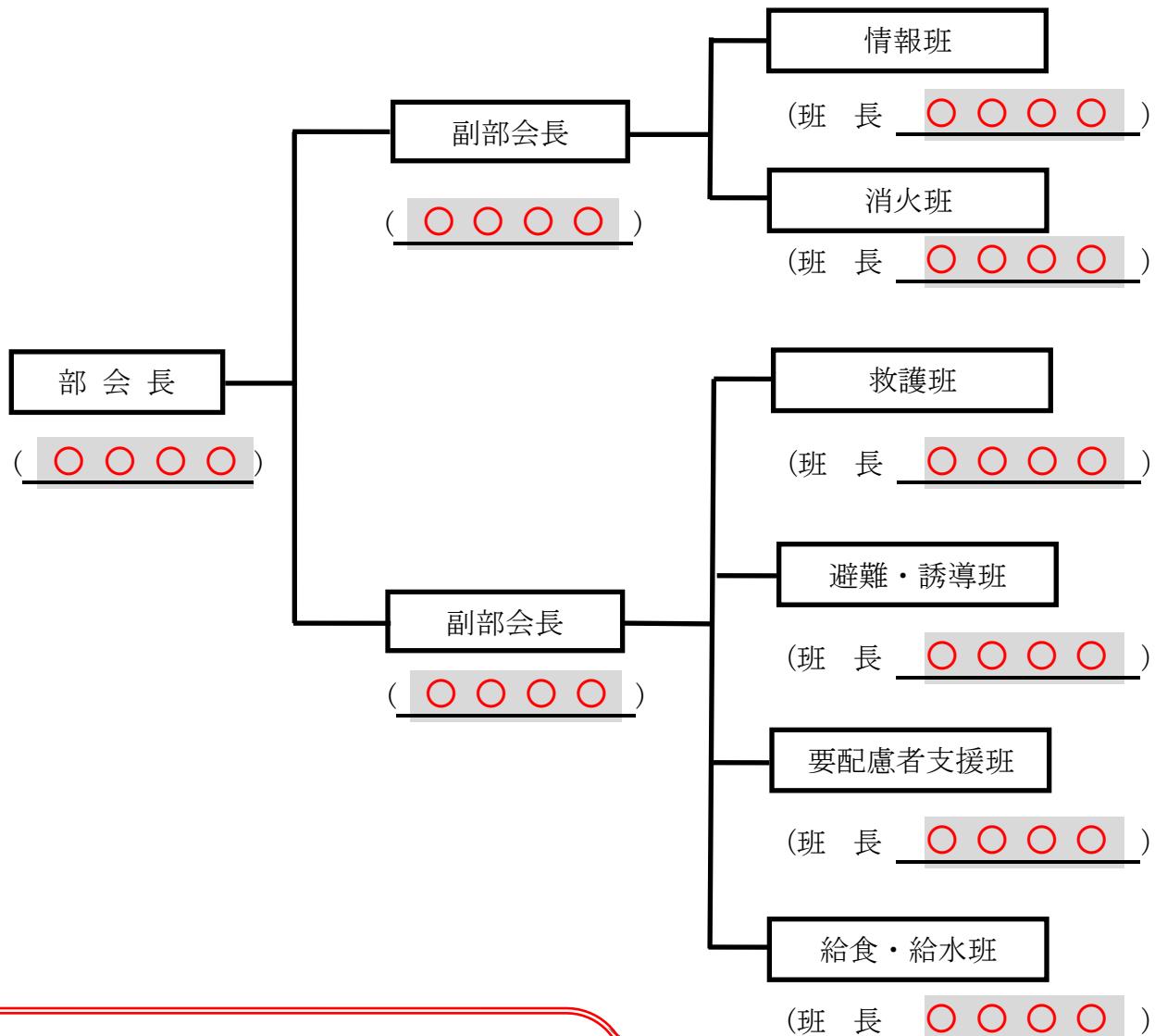
2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

## 任務分担計画書

(自主防災組織の名称)

**○○町会(管理組合)防災部会**

- 網掛け部分が各町会・自治会、マンション管理組合にご記入いただく個所です。
- これは、あくまで例ですので、各町会等の実態に合わせて変更して構いません。
- この任務分担計画書の提出は、結成初年度のみで結構ですが、自主防災組織内で引継を行うようお願いします。

〇〇年〇〇月〇〇日 現在

**年度事業計画書（記入例）****〇〇年度事業計画書****記入例**

自主防災組織を結成する  
年度をご記入ください。

自主防災組織名

**〇〇町会(管理組合)防災部会**

代表者氏名

**船 橋 太 郎**

月別	事業内容
4月	<b>役員会 自主防災組織結成の検討</b>
5月	<b>自主防災組織結成について総会で審議 可決</b>
6月	<b>自主防災組織結成について市と協議</b>
7月	
8月	
9月	<b>九都県市合同防災訓練参加 防災資機材の購入</b>
10月	<b>町会防災訓練開催</b>
11月	<b>町会防災訓練反省会</b>
12月	<b>自主防災組織結成についての申請手続き 結成補助金、活動補助金の交付申請</b>
1月	<b>活動方針の打ち合わせ 防災資機材の点検</b>
2月	<b>活動方針の打ち合わせ 防災資機材の点検</b>
3月	<b>次年度活動方針の決定</b>

- ・簡潔で結構ですので、可能な範囲で記載してください。
- ・この事業計画書の提出は結成初年度のみで結構です。

**承諾書（記入例）****記入例****承 諾 書**

年 月 日

**【承諾書の提出が必要な場合】**

マンションの住民のみで自治会が構成されている場合には、マンション管理組合として自主防災組織を結成する際に、自治会の代表者の承諾書が必要になります。

町会・自治会名 ○○○○自治会

住 所 船橋市湊町○-○-○

代表者 会長 船橋 花子

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

本町会・自治会に加入している下記マンション管理組合について、次のとおり承諾します。

記

マンション管理組合名 ○○○○○○○マンション管理組合

所在地 船橋市湊町○-○-○

**承諾事項**

上記マンション管理組合の自主防災組織の結成について承諾します。

上記マンション管理組合が自主防災組織を結成した際は、本町会・自治会の自主防災組織を解散することを承諾します。

**下記の場合はチェック(✓)を記入**

マンションの住民のみで自治会が構成されているマンションの管理組合が、新規に自主防災組織を結成する時に、その自治会が既に自主防災組織を結成していた場合。

その場合は、自治会の自主防災組織を解散し、新規に結成されるマンション管理組合の自主防災組織として活動する必要があります。

## ・・・・・自主防災組織補助金申請のQ & A ・・・・・

自主防災組織補助金の申請の受付を行う中で、皆様から多くのご質問を受ける事項につきまして、簡潔にまとめましたので、補助金申請の際にご参照ください。

### ◆結成補助金と活動補助金の同時申請について

Q 1：結成補助金と活動補助金は、同時に申請することができますか？

A 1：同時に申請することが可能です。

ただし、結成補助金は、自主防災組織を結成してから1度のみ申請することができます、活動補助金は結成補助金と同時かそれ以降に申請できます。結成補助金と活動補助金を併せて申請する場合は、防災資機材の購入に要した額から結成補助金額を引いた額が活動補助金の対象経費になります。

### ◆交付申請書への押印について

Q 2：交付申請書に押印は必要ですか？

A 2：令和3年度より押印は不要となります。

### ◆補助金の支払い方法・時期について

Q 3：補助金は、どのような形で支払われますか？

A 3：交付申請書に記載していただいた自主防災組織または町会・自治会等指定の金融機関の口座にお振込みします。（個人名義の口座には、お振込みできません。）

入金につきましては、お振込み後に改めて通知はいたしませんので、通帳を記帳してご確認ください。

なお、補助金申請後は、申請年度の補助金の振込が終了するまで、口座名義等を変更しないでください。

Q 4：補助金は、申請してからどのくらいの日にちで支払われますか？

A 4：申請書類を提出いただいてから2ヶ月程かかります。

不足書類がある場合は、更に日数が掛かる場合があります。

### ◆補助対象の資機材について

Q 5：消火器の廃棄費用は、補助の対象になりますか？

A 5：消火器の廃棄に係る費用は、補助の対象外です。

消火器購入の際のリサイクルシール代も補助の対象外です。

ただし、消火器の消火剤の詰め替え費用は、補助の対象になります。

Q 6：配送料及び代引きや振込等の手数料は、補助の対象になりますか？

A 6：補助の対象にはなりません。

Q 7：9ページに記載されている「補助対象となる防災資機材」以外のものを購入する場合は、補助の対象になりますか？

A 7：補助対象の資機材と認められるか検討しますので、購入前に危機管理課（電話：436-2039）までご相談ください。

Q 8：防災訓練を業者に有料で依頼して実施しましたが、その訓練費用は補助金の対象になりますか？

A 8：防災訓練の経費は補助金の対象なりません。  
補助金の対象は、基本的に、備蓄用の防災資機材の購入費用のみになります。

#### ◆防災資機材の購入時期について

Q 9：防災資機材の購入前に、補助金の申請を行うことは可能ですか？

A 9：補助金を申請するためには、購入した防災資機材の領収書の写しが必要になりますので、防災資機材の購入後でなければ申請はできません。

なお、購入時期は防災訓練の実施前と後のどちらでも構いませんが、領収書の日付は申請年度内である必要があります。

Q 10：自主防災組織の結成前に購入した防災資機材は、補助金の対象になりますか？

A 10：補助金の対象なりません。

自主防災組織の結成後に購入した防災資機材のみ補助金の対象になります。

#### ◆活動補助金の交付要件となる防災訓練の実施について

Q 11：防災訓練の実施前に、活動補助金の申請を行うことは可能ですか？

A 11：活動補助金の申請を審査する際に、防災訓練の実績を確認するため、必ず防災訓練を行ってから活動補助金の申請をしてください。

Q 12：危機管理課に防災指導（起震車）を申し込んでいましたが、雨天により中止になってしまいました。その場合、活動補助金の交付要件となる防災訓練に該当しますか？

A 12：防災指導が中止になってしまった場合は、該当しません。  
改めて、別の日に防災指導や訓練を実施した場合は該当します。

Q 13：自主防災組織の結成前に実施した防災訓練については、活動補助金の交付要件となる防災訓練に該当しますか？

A 13：該当しません。  
自主防災組織の結成後に実施した防災訓練のみ該当します。

### ◆補助事業に係る書類の管理について

Q14：補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類とは何ですか？

A14：自主防災組織補助金交付申請書（第1号様式）及び自主防災組織補助金交付可否決定通知書（第2号様式）、領収書のコピー等になります。申請年度の翌年度から10年間保管してください。

### ◆仕入控除税額報告書について

Q15：仕入控除税額報告書（第3号様式）とは何ですか？

A15：補助金の交付を受けた自主防災組織で免税事業者でない場合、消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税仕入控除税額を記入し、提出していただく必要があります。

※仕入控除税額報告書（第3号様式）はホームページよりダウンロードできます。

Q16：免税事業者とは何ですか？

A16：前々年度の課税売上高が1,000万円以下となる法人のことです。町会での売上等がない場合、基本的に免税事業者となります。

免税事業者でない場合、危機管理課にご相談ください。

※免税事業者の場合、仕入控除税額報告書（第3号様式）は提出不要です。その場合、船橋市自主防災組織補助金交付申請書（第1号様式）のチェックボックスに必ずチェックしてください。

# ・・・・・自主防災組織補助金申請チェックリスト・・・・・

補助金の申請書類を提出する前に、ご確認ください。

## 船橋市自主防災組織補助金交付申請書（第1号様式）

- 消せるもので記入されていない（鉛筆・フリクションなど）
- 修正液・修正テープなどを使用していない
- 登録された自主防災組織の名称である（町会・自治会・管理組合名ではないか）  
※自主防災組織の名前がわからない方は、危機管理課までお問い合わせください。
- 住所は交付決定通知書が届くものである  
※記入された住所に交付決定通知書等を送付します
- 自主防災組織名、住所、代表者氏名、電話番号を記入している  
※書類に不備等がある場合、お電話をかけることがあります
- 防災訓練や備蓄品の整備など、防災訓練を実施し、防災訓練実施報告書を添付している  
※活動補助金を申請する場合
- 口座番号が7ヶタで記入されている
- 口座名義と団体名の矛盾はない  
誤りの例：集合住宅の自主防災組織で主体団体は自治会に対し、  
口座名義は管理組合である場合

## 領収書

- 領収書であること  
**※請求書や納品書、振り込み明細だけでは受理できません**
- 宛名が正しい  
(誤りの例：自主防災組織の主体団体は自治会で、宛名は管理組合など)
- 日付が申請年度と同じかつ申請日と同日または前である
- 金額が明記されている
- 但し書きに、物品名・個数・金額が記されている  
**※されてない場合、請求書や納品書など、詳細がわかる資料をご準備ください**  
**特に、送料等の補助対象外のものが含まれている場合、補助対象外の額が明確にわかるものをご用意ください**
- 購入物品は防災資機材である

## 資機材購入一覧表

- 消せるもので記入されていない（鉛筆・フリクションなど）
- 補助対象合計額に、補助対象でない物（送料など）は含まれていない



お問い合わせ先  
〒273-8501  
船橋市湊町 2-10-25  
船橋市役所 市長公室 危機管理課

T E L 047-436-2039

F A X 047-436-2034

E-mail [bosai@city.funabashi.lg.jp](mailto:bosai@city.funabashi.lg.jp)